



平成 3 1 年

五所川原市教育委員会

第 3 回 定 例 会

五所川原市教育委員会

## 目 次

### 付議案件

1	議案第4号	平成31年度五所川原市の教育目標、方針、重点について	P 1
2	議案第6号	臨時代理の承認を求めることについて(平成31年度五所川原市一般会計予算(教育予算))	P 19
3	議案第7号	臨時代理の承認を求めることについて(五所川原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)	P 20
4	議案第8号	五所川原市教育委員会事務局組織及び運営規則の一部を改正する規則の制定について	P 23
5	議案第9号	五所川原市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則の制定について	P 26
6	議案第10号	五所川原市教育委員会処務規程及び五所川原市教育委員会事務専決代決規程の一部を改正する訓令の制定について	P 28
7	議案第11号	工事の計画の策定について	P 31

議案第4号

平成31年度五所川原市の教育目標、方針、重点について（継続審査）

平成31年度五所川原市の教育目標、方針、重点について次のとおり定めるものとする。

平成31年3月22日提出

五所川原市教育委員会教育長 長尾孝紀

提案理由

平成31年度における五所川原市の教育の振興を推進するため、五所川原市の教育目標、方針、重点を定める。

## Ⅱ 五所川原市の教育目標・方針・重点（案）

# 五所川原市の教育目標・方針・重点の設定について

## ○ 設定主旨

五所川原市教育委員会では、平成27年に策定された「五所川原市教育施策の大綱」の基本理念であり、「五所川原市教育振興計画」の基本政策でもある「個性を伸ばし育む人財・文化づくり」を実現し、五所川原市の教育の振興を推進するため、主要な施策ごとに具体的な教育目標・方針・重点を定め、的確に実施します。



※人は「財(たから)」であるという考え方から、「五所川原市教育振興計画」及び「五所川原市の教育」においては、「人材」を「人財」と表しています。

# 1 五所川原市の教育目標

## (1) 基本目標

ふるさとを愛し、ふるさとの文化を育む心豊かでたくましい人づくり

## (2) 具体目標

市民一人一人が生き生きと輝き、あふれる笑顔で毎日を送るために

### 1 心豊かな人づくりに向けた学校教育の推進

- ・ 豊かな人間性や確かな学力など「生きる力」を身に付ける児童生徒の育成に努める。
- ・ 夢や希望を育み、向上心や意欲を持って学び続ける児童生徒の育成に努める。
- ・ 特別支援教育の支援体制の整備・充実を図り、一人一人のニーズに応じたきめ細かい教育に努める。
- ・ 情報教育設備の整備・充実を図り、情報社会に適応できる児童生徒の育成に努める。
- ・ 児童生徒の安全を保障し、安心して学べる環境づくりと安全で安定した学校給食の提供に努める。

### 2 心豊かな生活に向けた社会教育の推進とスポーツ振興

- ・ 市民の学習要求に積極的に対応するため、家庭・地域・学校・行政相互の連携を図りながら、学習機会の充実や指導者等の育成に努める。
- ・ 公民館や図書館等の機能を充実させ、その活用の促進を図りながら生涯学習社会にふさわしい教育環境の整備に努める。
- ・ 市民一人一人が、ライフスタイルや生活環境に応じてスポーツ活動を楽しみ、健康の増進と体力の向上が図られるように支援する。
- ・ スポーツ施設の利便性を図り、有効活用を促進する中で、生涯スポーツにふさわしい環境の整備に努める。

### 3 豊かな心を育む地域文化の振興

- ・ 文化財の保護・保存や伝統文化の継承を図りながら、それらに関する発表や学習機会の充実に努め、市民の郷土に対する愛情を育む。
- ・ 市民の自主的・主体的な芸術・文化活動の支援・振興に努める。

## 2 学校教育行政の方針と重点

### (1) 基本方針

児童生徒にとって安心・安全な教育環境を提供するため、学校規模の適正化について検討しながら、施設の計画的な修繕・維持管理に努めるとともに、情報通信教育に必要な環境整備など、より良好な教育環境の整備に努める。また、学校保健の推進に向けて、適切に保健管理を行うことのほか、特別な配慮を必要とする児童生徒に対しての特別支援教育の充実、就学困難な児童生徒の保護者に対する必要な援助など、学校生活をサポートしながら学校教育の充実に努める。

### (2) 重点目標

#### ① 学校施設の計画的な改修

児童生徒が安心して学習に専念することができるよう、教育環境の維持を図るため、計画的な老朽設備の改修等に努める。

#### ② ICT教育環境の整備

児童生徒の情報活用能力の育成、主体的・協働的な学びと学力向上及び効果的な学習指導につながるよう、計画的なICT教育環境整備に努める。

#### ③ 保健管理の推進

児童生徒の健康維持・増進及び疾病の予防・早期発見のため、各種健診を円滑に実施するとともに、快適な環境で学ぶことができるよう各学校における環境衛生検査を実施し、保健管理の推進を図る。

#### ④ 特別支援教育のサポート体制の推進

特別な配慮を必要とする児童生徒が適切な教育を受けられるよう、学校教育支援員の適正な配置を進めるなど、特別支援教育のサポート体制の推進に努める。

#### ⑤ 就学援助の充実

義務教育の円滑な実施が図られるよう、経済的な理由によって就学困難な児童生徒の保護者に対して、必要な援助の充実に努める。

### 3 学校教育指導の方針と重点

#### 方 針

**郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く児童生徒を育成するため、教育は人づくりという視点に立って、学校運営に創意工夫をこらし、個を生かし生きる力と夢を育む魅力ある学校教育の推進に努める。**

グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等による社会の加速度的な変化は、全ての子供たちの生き方に影響するものとなっており、これまで以上に予測が困難になる時代を生きる子供たちには、社会の変化に積極的に向き合い、多様な人々と協働して課題を解決する力や、新たな価値を創造していく力等を身に付けることが求められている。

このような中、学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を、学校と社会が共有し、児童生徒が必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを明確にしながら、社会との連携・協働によりその実現を図るという理念のもと、学習指導要領が改訂された。これからの学校には、この学習指導要領をはじめとする関係法令等を踏まえ、児童生徒の心身の発達の段階や特性、学校や地域の実態に合わせて創意工夫を図り、全教職員の連携・協力のもとに、「社会に開かれた教育課程」を編成し、実施していくことが大切である。

五所川原市教育委員会では、平成27年に策定された「五所川原市教育施策の大綱」の基本理念であり、「五所川原市教育振興計画」の基本政策でもある『個性を伸ばし育む人財・文化づくり』を実現し、五所川原市の教育の振興を推進するため、教育基本目標を、『ふるさとを愛し、ふるさとの文化を育む心豊かでたくましい人づくり』とし、市の現状と課題を明確にした上で効率的かつ効果的な教育施策を実施している。特に、学校教育においては、知・徳・体のバランスのとれた力を養成し、生きる力を育むとともに、きめ細かな学習支援、特別支援教育の推進等により、一人一人の個性・能力を伸ばすとともに、国際化・情報化時代に対応した人財の育成を図っている。

このことを受け、各学校においては、子供たちや地域の実情を踏まえた特色ある教育活動が展開されているものの、標準学力検査や県学習状況調査等の結果からは、習得した知識・技能を活用する力や、思考力・判断力・表現力が十分でないなどの課題が挙げられる。また、基本的な生活習慣が身に付いていない子供や、規範意識が低く問題行動を繰り返す子供、人間関係づくりが苦手な子供等への対応が各学校の課題となっている。

これらのことから、「確かな学力の向上」と「豊かな心の育成」とを一体として捉えるとともに、これらを支える基盤である「教職員の資質能力の向上」を含めて、本市学校教育の課題としている。

## ○学校教育の課題解決に向けて

### 【確かな学力の向上】

「確かな学力の向上」については、子供たちが「何を知っているか」とどまらず、「何ができるようになるか」に発展させることを重点とし、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努めることが大変重要である。

そのために、

- ・ 教員が教えることにしっかりと関わり、必要な学びの在り方を絶え間なく考え、授業の工夫・改善を重ねていくことで、「主体的・対話的で深い学び」の実現に努めること
- ・ 生徒指導の機能（自己決定の場、自己存在感、共感的人間関係）を活かし、成就感や達成感を味わわせる授業づくりに努めること
- ・ 子供の能力を最大限に伸ばす実践的指導力を高められるよう、教師としての資質能力の向上に努めること

これらの三つを柱に、組織的に継続して取り組んでいくため、『五所川原市「確かな学力」向上プロジェクト』を推進することが重要である。

### 【豊かな心の育成】

「豊かな心の育成」については、道徳教育や体験活動をはじめ、教育活動全体を通した心の教育の充実により、他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心、自然や美しいものに感動する心、正義感や公正さを重んじる心、勤労観・職業観など、子供たちに豊かな人間性と社会性を育むことが大変重要である。

そのために、

- ・ 「特別の教科 道徳」においては、児童生徒の発達の段階や特性などを考慮して、問題解決的な学習や道徳的行為に関する体験的な学習等を適切に取り入れるなど、指導方法の工夫に努めること
- ・ 家庭との連携により基本的な生活習慣を確立させるとともに、規範意識に基づいた行動様式を定着させるため自律心の育成に努めること
- ・ 児童生徒理解の深化とともに、教師と子供及び子供同士の心の結び付きを基調とした指導を通して、問題行動・不登校等の未然防止、早期発見・早期対応に努めること

これらの三つを柱に、『心の教育の充実にためのポイント』に留意して、組織的・計画的に取り組んでいくことが重要である。

### 【教職員の資質能力の向上】

このような教育活動を具現化するためには、校長の明確な経営ビジョンの下、保護者や地域から信頼される開かれた学校づくりを一層推進するなど、学校経営に創意工夫をこらすことが必要である。また、学校教育の直接の担い手である教職員一人一人の意識改革が求められる。さらに、学習面や生徒指導面において、9か年で子供を育てるという視点に立って小・中学校の連携を図り、互いに指導力を高め合うことが大切である。

そのために、

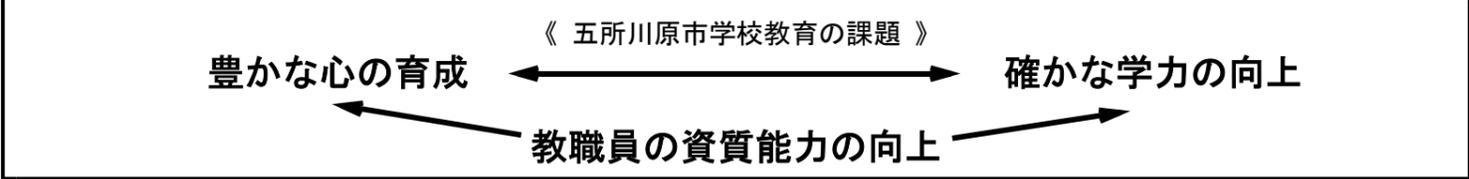
- ・ 教職員一人一人が常に学び続ける意識を持つとともに、情報を適切に収集・選択・活用し、自己研鑽に努めること
  - ・ 学校の教育課題の解決に向け、教員等の共通理解の基に、組織的・継続的な校内研修・研究の充実に努めること
  - ・ 小・中学校の連携を通して、何をどのようにして指導するかについて共通理解を図り、具体的な実践による学区教育研究会の充実に努めること
- これらの三つを柱に、教職員の資質能力の向上を図っていくことが重要である。

以上のことから、個を生かし生きる力と夢を育む魅力ある学校教育の推進のため、次の12の重点を設定した。


 《五所川原市教育施策の大綱》の基本理念：「個性を伸ばし育む人財・文化づくり」  
 《五所川原市教育振興計画》の施策の展開  
 1 一人一人の個性・能力を伸ばす学校教育の充実      2 学校・家庭・地域の連携推進  
 3 生涯学習・スポーツの推進                                      4 芸術・文化活動の推進と郷土芸能の継承

《五所川原市教育基本目標》  
ふるさとを愛し、ふるさとの文化を育む心豊かでたくましい人づくり

《五所川原市学校教育指導の方針》  
個を生かし生きる力と夢を育む魅力ある学校教育の推進  
-----  
《めざす子供像》 知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな児童生徒



<b>豊かな心の育成のために</b>	<b>確かな学力の向上のために</b>
<p><b>【心の教育の充実のためのポイント】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うための「考え、議論する道徳」の授業の実践</li> <li>基本的な生活習慣の確立や望ましい人間関係づくりに向けた、家庭や地域社会との連携</li> <li>児童生徒が主体となった、いじめの根絶や問題行動・不登校等の未然防止に向けた取組の推進</li> </ol>	<p><b>【五所川原市「確かな学力」向上プロジェクト】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>カリキュラム・マネジメントと連動した「確かな学力」向上プランの推進</li> <li>「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業づくりと学級経営</li> <li>校内研修・研究の充実（組織的、主体的、継続的な研修・研究の推進）</li> </ol>

重		点	
12 <b>研修の充実</b> 教員等の資質能力を高め、自校の教育課題を解決するために、組織的、主体的、継続的な研修の充実に努める。	11 <b>環境教育の推進</b> 一人一人の子供が、環境と人間との関わりについて関心と理解を深め、環境に対する豊かな感受性を養うことができるよう、環境保全に主体的に取り組む態度の育成に努める。	10 <b>国際化に対応する教育の充実</b> 一人一人の子供が、我が国や諸外国の文化と伝統について関心と理解を深めるとともに、国際社会に貢献できるよう、郷土に対する愛着と誇りを培い、外国語による言語活動を工夫・充実させ、国際理解教育の推進に努める。	9 <b>情報化に対応する教育の推進</b> 一人一人の子供が、情報モラルを含む情報活用能力を身に付けることができるよう、系統的・体系的な情報教育の推進に努めるとともに、各教科等の目標を達成するためにICTの活用を図る。
8 <b>総合的な学習の時間の充実</b> 一人一人の子供が、探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくことができるよう、各教科等を越えた全ての学習の基盤となる資質・能力の育成に努める。	7 <b>キャリア教育の充実</b> 一人一人の子供が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立ができるよう、必要な基盤となる資質・能力の育成に努める。	6 <b>特別支援教育の充実</b> 発達障害を含む障害のある子供が、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するとともに、その持てる力を最大限に発揮して自立や社会参加ができるよう、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援に努める。	5 <b>体育・健康教育の充実</b> 一人一人の子供が、生涯にわたって自ら進んで運動に親しみ、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフを送ることができるよう、家庭や地域社会との連携を図りながら、心と体を一体として捉え、健やかな体の育成に努める。
4 <b>特別活動の充実</b> 一人一人の子供が、集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、集団や自己の生活上の課題を解決していくことができるよう、必要な資質・能力の育成に努める。	3 <b>道徳教育の充実</b> 一人一人の子供が、豊かな心を持ち、未来を切り拓く主体性のある人間になれるよう、「特別の教科 道徳」を要として、教育活動全体を通して、よりよく生きる基盤となる道徳性の育成に努める。	2 <b>生徒指導の充実</b> 一人一人の子供が、豊かな生活を送ることができるよう、家庭や地域社会及び関係機関等との連携を図りながら、協働的な指導体制の下で、心の結び付きを基調とした指導を行うとともに、問題行動・不登校等の未然防止、早期発見・早期対応に努める。	1 <b>授業の充実</b> 一人一人の子供が、「主体的・対話的で深い学び」を通して、「確かな学力」を確実に身に付けることができるよう、温かな人間関係や学び合う学習集団づくりを図りながら、より効果的な指導と学習活動の工夫・改善に努める。

## 4-1 社会教育行政の方針と重点

### (1) 基本方針

市民が、自己の向上を目指して生きがいのある充実した生活を送るとともに、豊かで住みよい地域社会を形成することができるよう、学びを生かし、つながりをつくり出す社会教育の推進に努める。

### (2) 重点目標

#### ① 社会教育推進のための基盤整備

生涯学習の振興に資する社会教育推進基盤の整備・充実に努める。

- ア 社会教育推進体制の充実
- イ 社会教育関係職員の養成と資質の向上
- ウ 社会教育関係団体等の活動の支援

#### ② 学校・家庭・地域の連携による未来を担う人財の育成

学校・家庭・地域の連携を密にし、未来を担う青少年の育成に努める。

- ア 青少年の体験活動の充実
- イ 子どもの読書活動の充実
- ウ 地域全体で子どもを育む活動の充実
- エ 家庭教育支援の充実

#### ③ 活力ある地域コミュニティの形成に向けた人財の育成

地域を支え、地域に貢献する人財の育成に努める。

- ア 地域活動の実践者の育成
- イ 地域活動の指導者、コーディネーターの養成

#### ④ 一人一人の主体的な学習と社会参加の推進

市民一人一人の主体的な学習活動と学習成果を活かした社会参加活動の支援の充実に努める。

- ア 多様な学習活動の支援
- イ 社会参加活動の支援

## 4-2 青少年対策行政の方針と重点

### (1) 基本方針

関係機関・団体との連携を緊密にし、協力しあいながら、青少年の健全育成運動や非行防止活動等の健全な社会環境の基盤づくりを行い、地域ぐるみで青少年の健全育成を図る。

## (2) 重点目標

- ① 市民への啓発  
関係団体と協力し犯罪や非行の防止に関し市民への啓発活動を行う。
- ② 関係団体の活動の支援  
関係団体が行う青少年の指導、育成等の活動を支援する。
- ③ 少年相談センターの運営  
青少年の非行防止のため、学校・地域・PTA・警察及び関係団体と連携して、巡回指導活動を行う。
- ④ 青少年健全育成運動の推進  
家庭・学校・地域社会の連携を密にし、環境の浄化に努め、青少年の健全な育成を図るための地域ぐるみの運動を推進する。

## 4-3 文化行政の方針と重点

### (1) 基本方針

本市の歴史・文化遺産等文化財の適切な保存、保護に努めていくとともに文化財についての学習機会の提供を図っていく。また、住民が地域の伝統文化・郷土芸能等を体験し、触れあうことのできる機会を提供し、伝統文化の継承に努めていく。

さらに、世代や分野にとらわれない住民の自主的な芸術文化活動の展開を図る等地域の文化振興を図っていく。

### (2) 重点目標

- ① 文化財（埋蔵文化財を含む。）の保存・整備  
各種文化財の基礎調査を実施し、国、県、市の指定文化財への拡充を図るとともに、文化財の保存、保護及び整備活用に努め、郷土の文化財への関心を高める。
- ② 文化財の周知  
市内に所在する文化財をホームページで公開するとともに、企画展示会等を通じて周知に努める。
- ③ 史跡の整備促進と指定の推進  
国史跡に指定された五所川原須恵器窯跡、十三湊遺跡及び山王坊遺跡の調査研究と保存整備を進めながら、その活用を図るとともに、十三湊安藤氏関連遺跡との一体的な保存と活用を図る。
- ④ 民俗芸能の保存・継承  
民俗芸能の後継者の育成と発表機会の拡充を図りながら保存・継承に努める。
- ⑤ 芸術文化の発信  
太宰治生誕祭や美術展示ギャラリーにて開催する美術作品の展示会等を通じて、市民への芸術文化の発信と鑑賞、学習機会の提供に努める。

## 4-4 国指定重要文化財（建造物）の運営方針と重点

### （1）基本方針

旧平山家住宅ほか重要文化財に指定されている建造物の関係資料の収集、保存、展示に努め、調査研究と学習活用に資する。

### （2）重点目標

#### 旧平山家住宅

#### ① 景観の維持及び管理

一般公開している建造物であることから、景観の維持とともに、適正な管理に努めていく。

#### ② 機関との連携の拡充

学校教育機関等と連携して活用の促進に努める。

#### 太宰治記念館「斜陽館」

#### ① 景観の維持及び管理

本館は、作家「太宰治」の生家として多くの観光客も訪れる施設でもあることから、景観の維持とともに、適正な管理に努めていく。

#### ② 文化の拠点づくりの促進

隣接する津軽三味線会館と連携しながら、文化の拠点となるよう努める。

## 4-5 芸術文化施設の運営方針と重点

### （1）基本方針

ふるさと交流圏民センター、津軽三味線会館にあっては、市民の芸術、文化活動の拠点として、音楽や演劇など舞台芸術の公演を通じて地域芸術文化の振興を図るとともに、芸術文化活動の奨励及び育成に努める。

### （2）重点目標

#### ふるさと交流圏民センター

#### ① 芸術文化活動の推進

舞台芸術の鑑賞機会の提供及び地域の芸術文化活動の推進を図る。

#### ② 貸館の利用率の向上

芸術文化の拠点として、市との連携を密にするが、指定管理者に管理運営を委ねることにより、貸館の利用の拡大を推進する。

#### ③ 施設の整備

外壁、屋上防水シート、電気・空調設備の老朽化に伴う大規模改修工事を2か年計画で行う。

## 津軽三味線会館

### ① 文化の拠点づくりの促進

津軽三味線の発祥地として、そのルーツや歴史の発信と生演奏による、その独特な音色の体感など津軽の風土と歴史が育んできた伝統芸能の学習並びに地域文化活動の拠点となるよう努める。

## 5-1 体育行政の方針と重点

### (1) 基本方針

市民一人一人が生涯にわたり健やかで活力に満ちた生活を送ることができるよう、体育・スポーツ並びにレクリエーション等の普及と振興を図り、市民の体力と健康の増進、健康教育の充実に努める。

### (2) 重点目標

#### ① スポーツの振興と指導者の充実

市民各層の自主的なグループづくりの助長と市民の健全なスポーツの育成に努める。  
また、体育協会等の関係機関の協力を得て、自主的グループの指導者確保に努める。

#### ② 児童のスポーツ環境・運動機会の充実

児童の運動機会を増やし児童の体力向上を図るため、当市における児童スポーツ環境における課題を把握し小学校期における望ましいスポーツ活動の在り方を検討する。

#### ③ スポーツの拡充

家族ぐるみ、家庭婦人グループ、職場単位等のグループで行うスポーツの参加を推進する。

#### ④ 施設管理と多目的利用

施設の安全管理に努めるとともに、文化活動及びレクリエーション活動等の多目的な利用を含めた施設の利用促進を図り、市民の健康づくりと生涯スポーツの普及を推進する。

体育施設名	管理形態
つがる克雪ドーム	指定管理者による管理
市民体育館	指定管理者による管理
市営球場	指定管理者による管理
市営庭球場	指定管理者による管理
勤労者総合スポーツ施設	指定管理者による管理
漆川体育館	指定管理者による管理
弓道場	直営
北斗グラウンド	直営
金木運動公園	直営
金木B&G海洋センター	直営
金木相撲場	直営
嘉瀬スキー場	直営
市浦B&G海洋センター（体育館・艇庫）	直営
山村広場	直営

#### ⑤ 個別施設の整備（重点整備施設）

##### ア 漆川体育館

屋根の雨漏り対策、照明LED化、衛生排水管等の大規模改修工事を行う。

##### イ 他の体育施設

他の体育施設については、随時、施設点検を行い、補修すべき箇所の修繕を行うなど安全管理に努める。

## 5-2 走れメロスマラソンの開催運営方針と重点

### (1) 基本方針

今もなお多くのファンに愛されている作家・太宰治の代表作「走れメロス」にちなんだ「走れメロスマラソン」を開催することで、地域住民の健康増進、マラソン大会開催による地域間交流を通じた歴史と文化の周知を図り、五所川原市の知名度を高める。

### (2) 重点目標

#### ① マラソン大会の充実強化

参加ランナーへの周知徹底、スポーツ団体等関係機関との連携によるボランティアの確保など大会運営体制の充実を図るとともに、創意工夫を生かした特色ある事業内容とし、参加ランナーの記憶に残る大会運営に努める。

## 6 公民館の運営方針と重点

### (1) 基本方針

市民一人一人が、自己の向上を目指して生きがいのある充実した生活を送り、心豊かで住みよい地域社会を形成することができるよう、社会教育の拠点施設として様々な学習機会を提供し、社会参加が実現できるよう生涯学習の推進に努める。

### (2) 重点目標

#### ① 青少年教育の充実

人と人とのふれあいの中で、仲間づくりの大切さと豊かな心を育み、青少年の健全育成を推進する。

#### ② 成人教育の普及と啓発

生涯学習活動の普及、振興を図り、仲間づくりと自主的学習活動を通して得た知識、技術等を実生活の中で活用し、望ましい地域づくり、家庭づくりを奨励する。

#### ③ 芸術・文化活動の振興

芸術、文化活動の振興に努め、地域住民のうるおいとゆとりのある生活環境の普及を図る。

#### ④ 地域コミュニティの再生及び地域活性化

関係諸機関と連携・協働して現代的課題解決のため実施する地域独自の取組みを支援し、地域のきずなを深める。

#### ⑤ 施設提供の充実

利用者へのサービス向上を図るとともに、気軽に利用できる公民館体制の充実に努める。

ア 学習者、利用者への利便性の向上

イ 施設、設備の充実

## 7 図書館の運営方針と重点

### (1) 基本方針

生涯学習の場を提供するとともに社会の変化に対応する多様な資料・情報を収集して、広く市民の知識と教養を高め、教育・文化の向上と発展に努める。

### (2) 重点目標

#### ① 市民の生活・仕事・文化・読書活動を支援するサービスと広報の充実

ア 市民のライフスタイルや生活環境を豊かにする講習会や資料展示を継続して行う。

イ 市民の身近な生活や仕事の課題解決及び文化・読書活動を支援するため、所蔵資料やレファレンスサービス（調べものの手伝い）の周知を図る。

ウ 図書館利用が困難な方向けに、個々の事情に沿った読書機会を提供する。

エ 図書館の活動やサービスを図書館報やSNS等により積極的に広報する。

#### ② 市民の課題解決・読書活動・歴史継承に役立つ資料収集・保存・提供の徹底

ア 各世代の、課題解決・読書活動を支える蔵書の充実を図る。

イ デジタル化による郷土貴重資料の保存継承に努めるとともに、デジタル資料のインターネット公開により、資料提供の充実を図る。

ウ デジタルデータを含む行政資料の収集・保存・提供を徹底する。

#### ③ 子どもの読書活動支援の充実

ア 市立図書館が窓口となって、学校図書館を活用した学習指導に関する資料提供、通常の読書が困難な子どもへの資料提供を行い、学校図書館の活性化を図る。

イ 子ども司書養成講座を開催し、家庭・学校・地域に読書の楽しさ、すばらしさを伝える読書リーダーを育成し、読書推進を図る。

ウ 子どもが読書に親しみ読書習慣を身につける機会を提供するおはなし会、工夫を凝らしたイベント・展示を実施するほか、出張貸出・配本により図書館以外の場でも本と触れ合う機会の提供に努める。

エ 幼児・児童・生徒の見学やインターンシップを積極的に受け入れ、図書館の機能・役割を知ってもらう機会の提供に努める。

#### ④ 行政機関、定住自立圏域及び県内図書館、関係団体との連携促進

ア 関連事業等の実施などで連携し、サービスや資料提供をより効果的に行う。

イ 圏域図書館連携サービスを広く知ってもらえるようにPRを図る。

ウ 他部署との相互連携を図りながら、市の情報・資料を収集し提供に努める。

エ 県立図書館や県立大学図書館の資料を積極的に借り受けし、不足しがちな新刊書や専門分野資料の提供に努める。

## 8 学校給食センターの運営方針と重点

### (1) 基本方針

成長期にある児童生徒に、安心安全で栄養バランスのとれた食事を提供することにより、児童生徒の健康の保持増進や体位の向上並びに心身の健全な発達に資することを基本とし、健康と食生活との関わり、食事の重要性、食べ物の大切さを理解させるとともに、「食」を通じて思いやりや感謝の心、豊かな人間性の育成に努める。

### (2) 重点目標

#### ① 食育の推進

児童生徒が健全な食生活を営むことができる判断力を養い、望ましい食習慣や食事マナーを身につけさせるため、学校給食センター（以下「給食センター」という。）と学校・家庭が連携し、日常生活における食事について正しい理解を深め、食料の生産、流通及び消費についての正しい知識を身につけるための指導を行う。

#### ② 地産地消の推進

地産地消の推進を図るため、関係機関及び生産・加工団体と連携し、米、リンゴ、十三湖シジミ、大豆加工品、野菜など県内地場産食材を学校給食に活用する。

#### ③ 安全・衛生の推進

異物混入や集団食中毒等の事故を防止するため、給食センター及び単独校調理場の機能を改善・維持することにより、調理環境の安全を保つ。また、食材加工業者・納入業者、給食調理・配送関係者及び各学校での安全対策と衛生管理を徹底する。

#### ④ 食物アレルギー対応

食物アレルギーを持つ児童生徒に対し、安心安全な食物アレルギー対応を行うため、給食センターと学校・家庭が連携し、食物アレルギー対応マニュアルに沿った適切な対応を行い、必要に応じ、食物アレルギー対応食の提供を行う。

## 議案第6号

### 臨時代理の承認を求めることについて

下記事件について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第1項の規定により別冊のとおり臨時代理したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

平成31年3月22日提出

五所川原市教育委員会教育長 長尾孝紀

### 記

平成31年度五所川原市一般会計予算（教育予算）

### 提案理由

平成31年度五所川原市一般会計予算案に同意したので、これを報告し、その承認を求めるものである。

## 議案第7号

### 臨時代理の承認を求めることについて

下記事件について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第1項の規定により次のとおり臨時代理したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

平成31年3月22日提出

五所川原市教育委員会教育長 長尾孝紀

### 記

五所川原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

### 提案理由

教育委員会事務局の組織改編に伴い、所要の事項を改めるため条例案を提案するものに対し同意したので、これを報告し、その承認を求めるものである。

議案第 39 号

五所川原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

五所川原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 31 年 3 月 6 日提出

五所川原市長 佐々木 孝 昌

五所川原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

五所川原市職員の給与に関する条例（平成17年五所川原市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表第3イ 教育職給料表（2）の表備考中「指導課長」を「学校教育課長」に改める。

別表第4級別基準職務表カ 教育職給料表（2）級別基準職務表の表4級の項中「指導課長」を「学校教育課長」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

提案理由

教育委員会事務局の組織改編に伴い、所要の事項を改めるため提案するものである。

五所川原市教育委員会事務局組織及び運営規則の一部を改正する規則（案）

五所川原市教育委員会事務局組織及び運営規則（平成17年五所川原市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条の2の表教育総務課の部中「、学務係」を削り、同表中

「

指導課		
-----	--	--

」

を

「

学校教育課		指導係、学務係
-------	--	---------

」

に改める。

第2条の表教育総務課の部庶務係の項第8号中「（公財）」を「公益財団法人」に改め、同部学務係の項を削り、同表指導課の部を次のように改める。

学校教育課

指導係

- (1) 学校経営に関すること。
- (2) 教育課程、学習指導、生徒指導及び学校教育に関する専門的事項の指導に関すること。
- (3) 校長及び教員の研修及び指導に関すること。
- (4) 教育の諸調査に関すること。
- (5) 学校教材に関すること。
- (6) 教科用図書採択及び調査研究に関すること。
- (7) 教育広報に関すること。
- (8) 児童及び生徒の事故に関すること。
- (9) 外国語指導助手（ALT）に関すること。
- (10) 適応指導員及び教育相談に関すること。
- (11) スクールカウンセラーに関すること。
- (12) 特別支援教育に関すること。
- (13) その他教育の充実振興に関すること。

学務係

- (1) 県費負担教職員の人事、服務及び福利厚生に関すること。
- (2) 県費負担教職員の評価に関すること。
- (3) 県費負担教職員の退職管理に関すること。
- (4) 児童生徒の就学、入学及び転学に関すること。
- (5) 学級編制に関すること。
- (6) 就学の援助及び幼稚園就園の奨励に関すること。
- (7) 教職員の叙位、叙勲及び表彰に関すること。
- (8) 通学区域審議会に関すること。
- (9) 学校教材及び教具の整備に関すること。
- (10) 学校保健及び学校環境衛生の管理指導に関すること。

- (1 1) 就学時健康診断に関する事。
- (1 2) 西北五結核対策委員会に関する事。
- (1 3) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する事。
- (1 4) 学校保健関係団体の育成指導に関する事。
- (1 5) 学校保健の調査及び統計に関する事。
- (1 6) 学校管理下における災害共済給付に関する事。
- (1 7) 教育支援委員会の庶務に関する事。
- (1 8) 教科用図書との給与に関する事。
- (1 9) 教員免許状の更新等の手続に関する事。
- (2 0) 学校評議員に関する事。
- (2 1) 課の庶務に関する事。
- (2 2) 前各号に掲げるもののほか、学務に関する事。

第3条の見出し及び同条第1項中「部長」を「教育部長」に改め、同条第2項中「部長」を「教育部長」に、「事務局の」を「教育委員会の権限に属する」に改める。

第7条第1項中「B & G海洋センター金木」を「金木B & G海洋センター」に、「B & G海洋センター市浦」を「市浦B & G海洋センター」に改める。

第9条第4項中「部長」を「教育部長」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。  
(五所川原市通学区域審議会条例施行規則の一部改正)
- 2 五所川原市通学区域審議会条例施行規則(平成17年五所川原市教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。  
第6条中「教育総務課」を「学校教育課」に改める。  
(五所川原市適応指導員の設置に関する規則の一部改正)
- 3 五所川原市適応指導員の設置に関する規則(平成20年五所川原市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。  
第6条及び第7条第1項中「指導課長」を「学校教育課長」に改める。  
(五所川原市教育支援委員会運営規則の一部改正)
- 4 五所川原市教育支援委員会運営規則(平成28年五所川原市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。  
第5条中「指導課」を「学校教育課」に改める。

五所川原市教育委員会事務局組織及び運営規則の一部を改正する規則（案）

五所川原市教育委員会事務局組織及び運営規則（平成17年五所川原市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条の2の表教育総務課の部中「、学務係」を削り、同表中

「

指導課		
-----	--	--

」

を

「

学校教育課		指導係、学務係
-------	--	---------

」

に改める。

第2条の表教育総務課の部庶務係の項第8号中「（公財）」を「公益財団法人」に改め、同部学務係の項を削り、同表指導課の部を次のように改める。

学校教育課

指導係

- (1) 学校経営に関すること。
- (2) 教育課程、学習指導、生徒指導及び学校教育に関する専門的事項の指導に関すること。
- (3) 校長及び教員の研修及び指導に関すること。
- (4) 教育の諸調査に関すること。
- (5) 学校教材に関すること。
- (6) 教科用図書採択及び調査研究に関すること。
- (7) 教育広報に関すること。
- (8) 児童及び生徒の事故に関すること。
- (9) 外国語指導助手（ALT）に関すること。
- (10) 適応指導員及び教育相談に関すること。
- (11) スクールカウンセラーに関すること。
- (12) 特別支援教育に関すること。
- (13) その他教育の充実振興に関すること。

学務係

- (1) 県費負担教職員の人事、服務及び福利厚生に関すること。
- (2) 県費負担教職員の評価に関すること。
- (3) 県費負担教職員の退職管理に関すること。
- (4) 児童生徒の就学、入学及び転学に関すること。
- (5) 学級編制に関すること。
- (6) 就学の援助及び幼稚園就園の奨励に関すること。
- (7) 教職員の叙位、叙勲及び表彰に関すること。
- (8) 通学区域審議会に関すること。
- (9) 学校教材及び教具の整備に関すること。
- (10) 学校保健及び学校環境衛生の管理指導に関すること。

- (1 1) 就学時健康診断に関する事。
- (1 2) 西北五結核対策委員会に関する事。
- (1 3) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する事。
- (1 4) 学校保健関係団体の育成指導に関する事。
- (1 5) 学校保健の調査及び統計に関する事。
- (1 6) 学校管理下における災害共済給付に関する事。
- (1 7) 教育支援委員会の庶務に関する事。
- (1 8) 教科用図書との給与に関する事。
- (1 9) 教員免許状の更新等の手続に関する事。
- (2 0) 学校評議員に関する事。
- (2 1) 課の庶務に関する事。
- (2 2) 前各号に掲げるもののほか、学務に関する事。

第3条の見出し及び同条第1項中「部長」を「教育部長」に改め、同条第2項中「部長」を「教育部長」に、「事務局の」を「教育委員会の権限に属する」に改める。

第7条第1項中「B & G海洋センター金木」を「金木B & G海洋センター」に、「B & G海洋センター市浦」を「市浦B & G海洋センター」に改める。

第9条第4項中「部長」を「教育部長」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。  
(五所川原市通学区域審議会条例施行規則の一部改正)
- 2 五所川原市通学区域審議会条例施行規則(平成17年五所川原市教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。  
第6条中「教育総務課」を「学校教育課」に改める。  
(五所川原市適応指導員の設置に関する規則の一部改正)
- 3 五所川原市適応指導員の設置に関する規則(平成20年五所川原市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。  
第6条及び第7条第1項中「指導課長」を「学校教育課長」に改める。  
(五所川原市教育支援委員会運営規則の一部改正)
- 4 五所川原市教育支援委員会運営規則(平成28年五所川原市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。  
第5条中「指導課」を「学校教育課」に改める。

議案第9号

五所川原市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則の制定について

五所川原市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

平成31年3月22日提出

五所川原市教育委員会教育長 長尾孝紀

提案理由

教育に関する事務のうち、教育長に委任されていない事務を明確にするため、当該規則において一部を改正するものである。

五所川原市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則（案）

五所川原市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成17年五所川原市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

（13）教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申し出ること。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

議案第10号

五所川原市教育委員会処務規程及び五所川原市教育委員会事務専決代決規程の一部を改正する訓令の制定について

五所川原市教育委員会処務規程及び五所川原市教育委員会事務専決代決規程の一部を改正する訓令を次のとおり定める。

平成31年3月22日提出

五所川原市教育委員会教育長 長尾孝紀

提案理由

組織の改編に伴い、当該規程において一部を改正するものである。

五所川原市教育委員会処務規程及び五所川原市教育委員会事務専決代決規程の一部を改正する訓令（案）

（五所川原市教育委員会処務規程の一部改正）

第1条 五所川原市教育委員会処務規程（平成17年五所川原市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2教育委員会○達記号の表指導課の項中「指導課」を「学校教育課」に、「教指」を「教学」に改める。

別表第2教育委員会○指令記号の表指導課の項中「指導課」を「学校教育課」に、「教指」を「教学」に改める。

別表第2教育委員会○収発記号の表指導課の項中「指導課」を「学校教育課」に、「五教指発」を「五教学発」に改める。

（五所川原市教育委員会事務専決代決規程の一部改正）

第2条 五所川原市教育委員会事務専決代決規程（平成17年五所川原市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「部長を」を「教育部長を」に改め、同条に次の1号を加える。

（8）主任指導主事 運営規則第10条第1項に規定する主任指導主事をいう。

第6条中「及び次長」を「、次長及び主任指導主事」に改める。

別表第1共通専決事項（特定専決事項において別に定める場合を除く。）の表財務関係の部支出命令の項中「2,000万円未満」を削る。

別表第2特定専決事項の表教育総務課の部児童及び生徒の就学等の項、県費負担職員の任免及び服務等の項、児童及び生徒の健康診断の実施の決定等の項及び日本体育学校健康センター医療費給付の支給の項を削り、同表指導課の項を次のように改める。

学校教育課	学校の管理運営	(1) 休日等に係る承認 (2) 臨時休業の承認 (3) 校外行事の承認	(1) 学校訪問計画の策定 (2) 研究会等の開催 (3) 休業日に係る届出の受理	
	児童及び生徒の就学等		(1) 児童及び生徒の転入学の許可 (2) 転校等による学校の指定 (3) 就学予定者の学校指定及び期日の通知	
	県費負担職員の任免及び服務等		(1) 履歴事項異動届出 (2) 履歴事項等の証明	
	児童及び生徒の健康診断の実施		(1) 就学予定者の健康診断の実施の決	

	の決定等		定 (2) 児童及び生徒の 健康診断の実施時 期の決定	
	児童及び生徒の 災害共済給付		日本スポーツ振興セン ターの医療費及び見舞 金の給付	

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

議案第11号

工事の計画の策定について

平成31年度に実施する工事として、次にあげる1件500万円以上の工事の計画を策定する。

平成31年3月22日提出

五所川原市教育委員会教育長 長尾孝紀

提案理由

五所川原市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第7号の規定に基づき、工事の計画を策定するため提案するものである。

500万円以上の工事の計画について（平成31年度）

1	事業名	中学校施設整備事業 (教育総務課)
	事業説明	老朽化している金木中学校の浄化槽配管・機器について取替修繕を行い、学校施設としての機能維持を図る。
	H31年度事業予算額	13,300千円
	うち500万円以上の工事請負費	11,330千円
2	事業名	漆川体育館整備事業 (スポーツ振興課)
	事業説明	体育館の大規模改修工事を行う。 (屋根、基礎部分の改修、アリーナフロアの研磨塗装、全照明のLED化、内部床、壁及びトイレの改修等)
	H31年度事業予算額	72,711千円
	うち500万円以上の工事請負費	68,796千円
3	事業名	ふるさと交流圏民センター整備事業 (社会教育課)
	事業説明	ふるさと交流圏民センター「オルテンシア」は、平成6年10月の開設から20年以上が経過し老朽化が著しいため、外壁や照明、空調、衛生設備等、施設長寿命化のための大規模改修工事を実施する。
	H31年度事業予算額	384,188千円
	うち500万円以上の工事請負費	367,774千円
4	事業名	図書館管理運営費 (図書館)
	事業説明	図書館管理運営費に関する予算のうち、高圧受電設備の老朽化による改修工事を行う。屋外キュービクル更新業務。
	H31年度事業予算額	18,988千円
	うち500万円以上の工事請負費	7,838千円